



町田法人会報

MACHIDA

76

2002.4

<http://www.hojinkai-machida.or.jp>



shadan hojin
MACHIDA HOJINKAI



新春の集い 2002

去る2月5日、恒例の《新春の集い2002》がエルシィ町田で開催されました。

記念講演は、鶴川竹本醫院院長の竹本泰英先生をお招きして「高齢化社会における健康管理・いかに生き、いかに自分を守るか」と題して1時間程お話を伺いました。

懇親会場では、地区会ごと、或いは部会ごとの懇親の輪ができ、和やかなひと時を共有できました。

高齢化社会における健康管理

いかに生き いかに自分を守るか

竹本 泰英 先生の講演要旨

講師プロフィール＝

昭和49年、東京医科大学卒業。

同50年、東京医科大学第2内科をはじめ数ヶ所に勤務。

平成元年、鶴川サナトリウム病院院長に就任。

平成7年、たま日吉台病院院長に就任。

平成11年、鶴川竹本醫院を開院。

信頼される医療、温かい看護をめざし

地元で安心のかかりつけ医をめざしてご活躍中。



知らない内に、 病氣にかかっている

生活習慣病と言う呼び方がありますが、これは日常生活で気づかないまま起きている病氣です。

酒・タバコ・食生活に関連するもので、自分は酒・タバコを嗜んでいても平氣だと思いがいますが、それが起因で何年かの後に病氣にかかってしまいます。

日本人の平均寿命は、女性80才、男性78才とされています。平均寿命が延びたのは、明治・大正の人達の食生活が良かったためです。昭和40～50年には外食産業が入り、簡単でやわらかい物しか食さない様になりました。固い物を食さなくなり、アゴの筋力を弱めてしまいました。現在20才位の人達の平均寿命は70才位になるのではないかとされています。

皆さんが、あと何年間生きられるか？人生のスケジュールを思い描い

て、私の話を聞いて欲しいと思います。

生活習慣病とは何か

生活習慣病を具体的に話しますと

① 高血圧：これは家族性の影響があります。両親・兄弟の中に血圧の高い人がいれば、現在正常でも急に高くなるので注意が必要です。

高血圧の放置は、脳血管障害を起こし、脳梗塞や脳出血が始まってします。血圧の高い人は脳出血を起こし易く、血圧の低い人は脳梗塞が多いので十分に注意してください。

② 糖尿病：原因は食べ過ぎです。自覚症状が無いので注意が必要です。手足のしびれ、水を多く摂取するのは症状のひとつと考えてください。放っておくと血管をボロボロにし、脳梗塞・心筋梗塞を起こす恐れがあるので注意してください。

③ 高脂血症：脂質には、コレステロ

町田法人会報第76号●目次

新春の集い2002	2
講演会・竹本 泰英 氏講演要旨	
地区会のイベント	6
短歌・俳句欄	8
部会便り	9
委員会の活動	13
税務署からのお知らせ	15
納税証明書を請求される方へ／東京国税局移転のお知らせ 他	
平成14年度税制改正 法人会の要望事項	20
都内中小企業の貸金事情	22
研修用貸出ビデオのご案内・編集後記	24

表紙のことば

「蒼龍図」 三橋 國民

百年は経っていると思われる中国産の青墨に助けられ、始めて描いた水墨画にしては意図した古様が表現できたようである。様式は唐時代に倣った。
(原町田、勝楽寺本堂内陣新襖絵の部分)



寺田市長より、新年のご挨拶

新春の集い

2002

ール・中性脂肪などがありますが、この数値の高い人は全部食べ過ぎが原因です。食習慣の改善が必要不可欠です。

脂質が多くなってしまった原因としては、昔ながらの日本食の減少、肉食の増加、それにより摂取カロリーが高くなってしまったことです。動脈硬化・脳梗塞を引き起こす要因です。

自分の老後を いかに健康でいられるか

●酒とタバコ、これが曲者です——

糖尿病患者

は、酒を飲むと血糖値が下がるという認識を持つていますがこれは間違いです。酒に含まれる水分を摂るの



で血糖値が下がっているだけです。飲酒後のラーメンは最も危険です。

タバコは1日に1本吸う人も60本吸う人も体に悪いのは同じです。痰のからみ・空セキは自覚症状などで止めて下さい。肺ガン・食道ガンにならないためにもタバコは厳禁です。

●心臓を鍛える——

一般的に1日のカロリー摂取量は、体重×30Ⅵキロカロリー(例60キログラム×30Ⅵ1800キロカロリー)です。

余分なカロリーを消耗するためには、運動が必要です。歩くことから始められます。男性9300歩、女



性8300歩と言われていますが、これ以上歩いて欲しい。早足で息を切らず感じて歩く。心拍が上がるように15分以上続けてください。

心臓に負担をかけないと運動ではありません。心臓を鍛えることで心拍数を一定に保ち、血流を良くして、細胞を活性化させてくれます。

但し急に体を動かすと腰やひざを痛めます。筋力の低下が腰痛を起こし、歩き方を悪くしてひざを痛めます。筋力トレーニングなど適度の運動から始めてください。

●体重をチェックする――

理想的な体重の目安は身長マイナス100とされています。なぜ体重が大事なのか。摂取カロリーと運動量との関係です。太り過ぎは生活習慣病の一因です。

●若さを保つには――

食塩を減らす。醤油を減らす。麺類の汁を残す。健康のために、減塩を心掛けてください。また、朝食を摂らない人が多いが、砂糖一杯の飲料を摂取して欲しい。朝に糖分を摂ると言うことは、脳の活性化を促進するからです。

●ボケないために――

ボケ（痴呆）の始まりは、『同じことを話す。忘れる。思い出さない。興味・関心を失う』。ひとつでも身に覚えがあれば要注意です。ボケないた

めには、適度な運動・適度な睡眠・適度な飲酒を心がけ自分が楽しんで生きていくことです。

自分があと何年生きられるか、人生のスケジュールを組み立てて生きて頂きたい。いかに生き、いかに自分を守るか。7つの健康習慣を紹介して講演を終わります。

七つの健康習慣

- 1、喫煙をしない。
- 2、飲酒は適度にする。適当はいけ

- ない。
- 3、定期的にかなり激しい運動をする。

- 4、適正体重を保つ。
- 5、十分な睡眠をとる。
- 6、毎日朝食を摂る。
- 7、不必要な間食をしない。

7つの事柄を身にしみながら、参加者が笑いの中にも真剣に聞きつた講演が終了しました。

（矢部 幸孝）



地区会の イベント

速報

第22回 通常総会のお知らせ

平成14年 5/23 木

午後4時より

場所 ホテル ラポール千寿閣

[第一部] 通常総会

午後4時～5時(予定)

議案

第1号議案

平成13年度事業報告承認の件

第2号議案

平成13年度収支決算報告

並びに監査報告承認の件

第3号議案

平成14年度事業計画(案)承認の件

第4号議案

平成14年度収支予算(案)承認の件

[第二部] 懇親会

午後5時15分～(予定)

会費＝3000円

バス研修会

森野地区会バス研修会

「成田山新勝寺と
スパ三日月龍宮城」

2月17日、42名の参加者で、午前7時30分、美舟寿司の前を成田山新勝寺へ向けて出発しました。

行きの車内では、「初めての税務調査への対応」というビデオを見ながら、少しでも勉強した後は、おし

やべりに花が咲きました。

新勝寺で参拝をした後は、お待ちかね、世界一の温泉?とうたっているスパ三日月龍宮城へ向かいました。和・洋・中のバイキングでお腹いっぱい食べた後は、海を見ながらの入浴。すばらしい景色とおふろで、日頃の忙しさも忘れてホッとしました。気持ちで最高の気分になりました。又来年も森野地区会のバス研修にぜひ参加したいと思います。

(渋谷 満)

各地区で税務研修会開催!!

法律研修会

忠生3地区、小山地区会
合同法律研修会

「わかりやすい
債権・債務の法律」

12月3日 午後7時～

しょういや 35名参加

講師 弁護士 青木 孝先生



税務研修会

「身近な税金と
新しい個人所得申告書の
書き方」

・金森、高ヶ坂地区会

2月6日 午後6時30分～

高ヶ坂ふれあいセンター

13名参加

・小川・つくし野、鶴間地区合同

2月14日 午後6時30分～



小川・つくし野地区会と鶴間地区会が合同で実施

・旭町地区会

2月22日 午後7時～

旭町地区会館 21名参加

・成瀬第一、第二地区合同

2月25日 午後6時30分～

なるせ駅前市民センター 26名参加

「身近な税金と
会社取引をめぐる税務」

・鶴川第二地区会

12月6日 午後6時～

町田会館 44名参加



成瀬第一、第二地区会が合同で実施

俳句の部

短歌・俳句欄

(株)宝永堂 三橋 國民

仏画長幡(勝樂寺本堂制作に

春曉のアトリエ 仄かなる御影

みほとけの 眉ひかんとす 庭に梅

(株)アローエンタープライズ 矢沢 武

地祭りや 巫女のもすそに 春の草

地祭りの 庭のまんなか 小鳥くる

(株)堤ビル 堤 敏栄

病むときく 寒の見舞の 片便り

問にかけて 呼びて帰らぬ 春の冷え

(株)三興 渋谷 清

野良猫の 恋の哀れを 聞く夜なか

売り声の そのまた先の 春うるむ

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫

ひと仕事 終へて見上げる 春時雨

北風の からからからと 葉音かな

(有)理容ひかる 眺 ハツエ

野遊びの 旅の道づれ 茜雲

つるし雛 作り継がれし 旅に出る

(有)シマノ 島野 好子

深梅や 略図をたたむ にわか雨

梅白し さざなみのごと 吾に帰し

(株)マツヤマ 東條 節子

紅梅や 住きかふ僧の う金映ゆ

喜寿となり 軽きダンスの おぼろの夜

丸昭シルク(株) 堀内 判子

倅せを かみしめながら 花菜つむ

かくれんぼ 鬼を取りまく 春の風

(株)町田電子計算センター 土方 いよ子

遠まはりして 紅梅のまつさかり

彗星の 吐息散りばめ 犬ふぐり

富士交通(有) 吉川 良子

立春の 風の向くまま 少し行く

(有)うちだ 内田 正子

音も無く 青白く澄む 寒夜空

白井産業(株) 白井 照子

娘等の友 話しはずみし 春障子

(有)千石屋 高橋 初枝

残月が 逝く子に見える 冬の空

神蔵興業(有) 神蔵 玉江

思い出を 写真に収め 玉飾り

すずかけ商事(株) 友井 好

柚子の香の 残りし肌へ 水明り

(有)フサミボーリング 中村 トセ子

針供養 母のおもかげ 重ねみし

(有)協同電気 畔柳 富美子

たち登る 向うの山の 野焼きかな

モリマチスポーツ(株) 森町 喜代子

春風に ふくらむ明日の 希望見え

短歌の部

(株)久美堂 井ノ上 久子

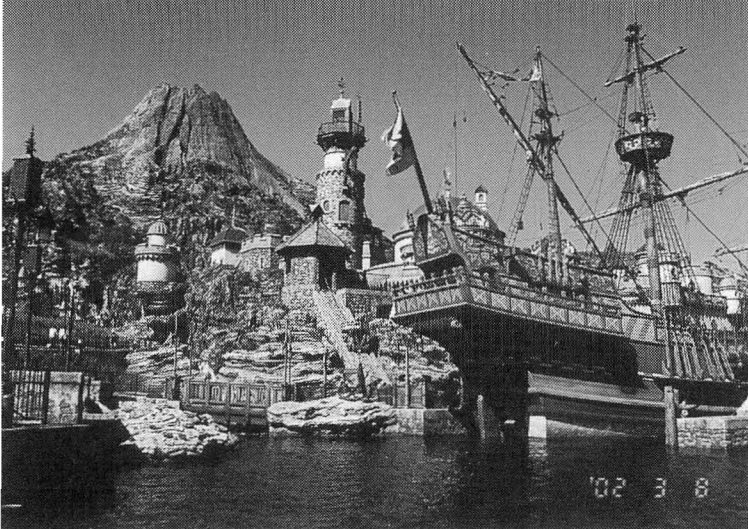
あるがまま 感謝なしつつ 老の身の

今日のひと日を 無事に過せり

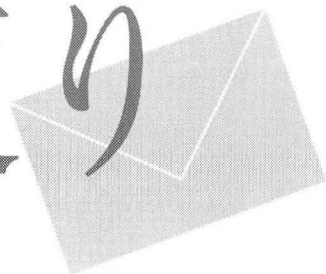
さくら咲き さくら散りゆく 風物も

我が老心哀感よぎる

短歌・俳句をお寄せください。ご寄稿には、事務局宛てご一報ください。次回の発行は8月の予定です。



部会 便り



間税会・源泉部会● 合同バス研修会 「東京ディズニーシー」

間税会との初

の合同バス研修会が3月8日開催されました。研修先は今話題の東京ディズニーシー。間税会17名、源泉部会23名、事務局1名の計41名の参加者でした。両会ともに過去の参加者が20名前後であつた事から、バス代等の経費節減と、両会会員相互の交流をねらつて実施されたものです。

朝8時出発、午後11時帰着というハードなスケジュールでしたが、参加者の皆さんはそれぞれディズニーシーの1日を存分に楽しまれたようです。往路のバス車中では、杉山間税会会長、三橋源泉部会会長の挨拶の後、間税会の中村さん、渡辺さんの進行で研修ビデオ3本の上映と税金クイズ、そして事務局の垣江さんによるディズニーマジックの



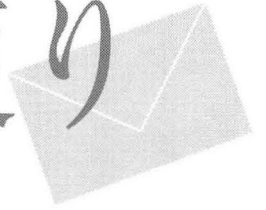
チップといっしょに「はいバチリ!!!」

イズニの経営方針、顧客満足に對してのポリシーなど普段聞けないディズニランド繁栄の秘密を伺い知る事が出来ました。

創設者のウオルトディズニの実体験から、子供だけでなく老若男女だれでもが「夢の世界」を楽しめるよう、4つの鍵＝【Safety/安全】【Courtesy/礼儀】【Show/みだしなみ】【Efficiency/効率】の基本理念に基づいてイマジネーションとコミュニケーションをキーワードに、「人を大切にする運営」「幸せを感じ

話と盛り沢山の内容で、あつという間に現地に到着しました。税金クイズは知っているようで知らない身近な問題が15問。12問以上の正解者が3名もおられ、会から賞品を差し上げました。ディズニーマジックの話は、デ

部会 便り



てもらえる場所」を創造してきたそうです。お客様は「ゲスト」、従業員は「キャスト」と呼んだり、場内のどこから外部の建築物等が見えない設計もその精神の表れです。このような話を聞いてから入場すると、また普段とは違った見方でデイズニーシーを楽しむことが出

来ました。

当日は「ガスが来ていないため」という理由で、場内の全ての料理がストップし、楽しみにしていた昼食がとれないというハプニングがありました。その対応策も瞬時にキャストに伝えられ、全員が同様の説明とお詫びをするという徹底振りには驚かされました。実は場外近隣で食中毒が発生したためのゲストの【Safety\安全】を考えた万一の対応策であったとのこと。お詫びに当日

は隣のデイズニーランドへも入場可能、レストランでの夕食半額など迅速に対応するところは経営者としても大変勉強になりました。

夜8時過ぎからの最大の呼び物ショー、花火や噴水が夜の水面に踊るデイズニーシンフォニーを堪能した後、お土産を両手にいっぱい抱えて帰路に着きました。時間の長かった分、学ぶ事も多い研修会でした。

(三橋信介)

青年部会●見学研修会

「水のゆくえを探る： 上下水道の実態見学」

平成14年3月1日(金)

多摩川上流下水処理場

羽村取水浄水場 小河内ダム



巨大なダムを下からのアングルで…

今回は、上下水道の処理施設を

見学するという内容で実施しました。

普段私達の飲み水として意識せず

利用されている水道ですが、その水はどこで取水され、どのような処理をして、どういう経路で水道の蛇口に行きつき、そして汚水となったあ



めったに見れないところまで見学できました

と、どこでどう処理されるのか、この行程を多少順序は違ってしまいましたが一度に確認できました。

各処理場施設では、基礎的な施設説明をして頂きました。汚水処理によって残った汚泥の再利用や、浄水処理場でろ過などの過程で出た沈殿物については、それぞれ違った処理のされ方があることに皆驚きを感じていました。

小人数ならではの見学と言うことで、時間の許す限り普段は入れないところへの立ち入りもさせて頂きました。小河内ダムの中に入った時は、参加者全員が興味津々の面持ちで臨み、上から眺めたダムと、ダム内部の構造と、ダムを下から見上げる体験ができました。

個人ではめったに見学できない施設を、今回は青年部会の近藤幹事のお取り計らいで実現できました。この場を借りてお礼申し上げたいと思います。

(中島良彰)

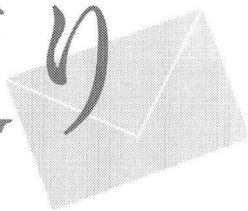
女性部会●税務研修会 「町田税務署 小田署長の ちよつと為になる話」



12

月6日、法人会事務局において、22名の部会員の参加のもと八木会長にもお越しいただき、「町田税務署小田署長のちよつと為になる話」と題して、最近の税務行政を取り巻く環境の変化について、情報公開法の施行や、国家公務員倫理法の施行、電子申告制度の導入のことな

部会 便り



どについてお話
いただきました。
続いて署幹部
の方々との意見
交換会では、税
務調査で気にな
ることなどにつ
いて活発に質問

がありました。

その後は雰囲気を変えて、お茶と
お菓子でなごやかに懇談をし終了と
なりました。

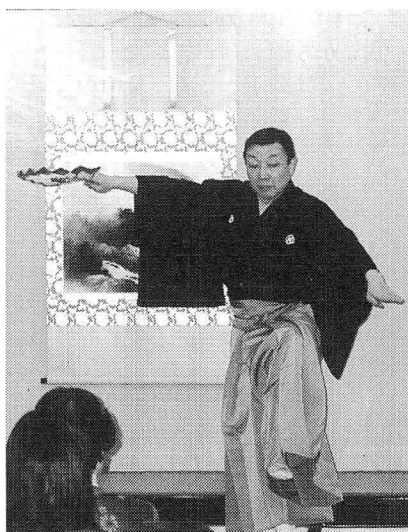
(高橋初枝)



やさしく話される小田署長

女性部会・新年会

「劇団俳優による 踊りと会席料理」



着物姿で新年のご挨拶をされる神蔵部会長と女性部会の皆さん

1月17日、ザ・エルシィ町田・
芙蓉亭にて、今年も賑々しく45名の
参加を得て新年会が開かれました。

着物姿の方もちらほら、はなやか
な雰囲気の中、部会長のご挨拶では、
初参りの体験談などが話されました。
会席料理に舌つづみを打ちながら
おしゃべりに華が咲き、宴たけなわ
となった頃、お招きした前進座の中
川所長さんと役者の藤川矢の輔さん

が新春にふさわしい長唄の〈松の緑〉
を舞われ、プロの踊りを拝見しまし
た。

芸談議では、三木のり平さん、市
川右太衛門さん、高田幸吉さんら往
年の俳優さんの芸に対する姿勢やく
せなどが披露されました。

今年第一回目のお顔合わせが盛会
のうちに開催となりました。

(坂田 弘子)

委員会の活動

ACTION

●研修委員会

申告書書き方説明会と PCラーニングコースを 実施

平成13年度最後の講習会として、申告書の書き方説明会とパソコン講座PCラーニングコースを実施しました。

今回第6期のパソコン講座では、エクセル活用と会計ソフト入門を追

加しました。一方で、

ホームページ作成講座とインターネット活用は申込みが少なく、残念ながら中止せざるをえませんでした。

法人税申告書の 書き方説明会

2月14日 参加数12名

●受講者の声●

◎例題による具体的な説明なので理解できました。

◎1日での説明では不十分なので、2回に分けて詳しい説明を希望します。

第6期 PCラーニングコース

2月15日から3月26日(5回)

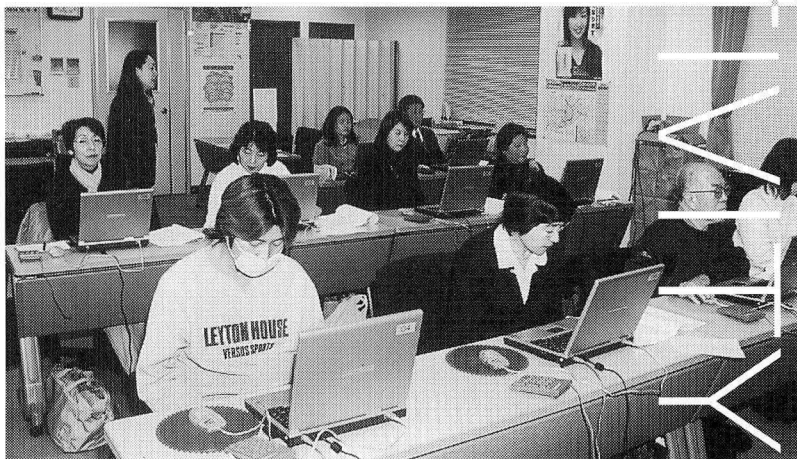
延べ参加数46名

●受講者の声●

Excel入門(3月5日)

◎分からなかったりすると、すぐに気付いて教えて頂けたので、混乱せずに最後まで楽しく勉強が出来ました。

Excel活用①(3月12日)



ニーズの高いExcelの講習会

◎奥の深いエクセル、難しかったです。知らないことばかりでしたが楽しく勉強できました。

◎すぐに使いたい機能ばかりで役に立てられると思います。

会計ソフト入門(3月26日)

◎簡単に入力できるというのが魅力的でした。



委員会の活動 ACTIVITY

● 広報委員会

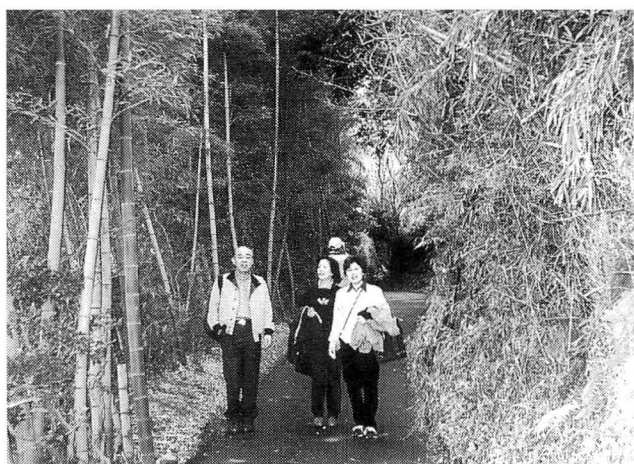


ハイキング日記 〈歩いてわかる新発見〉 うら話

広報委員会では、表4（裏表紙）のへ歩いてわかる新発見取材のために実際に歩いてきました。

バスセンターから野津田車庫行きのバスに乗り図師大橋で降りると、以前とは見違えるほど道幅も広くなり整備されていました。

そこから少し歩くと、へとうふという看板が見えてきます。この《とうふドーナツ》がとてもおいしいと言う噂を聞いていたので、早速揚げたてのドーナツを買い込み、向かい側のパン屋さんでは酒まんを買い、



昼でも薄暗い竹やぶの小道

目的地に向かって歩き出しました。日大三高の校舎を過ぎたあたりの細い道に入り、昼でも薄暗い竹やぶの小道を通り抜け山道に入りました。本当に小山田緑地に出られるのか心配になりながらも進んでいくと芝生運動広場が見えてきたのでホッとしました。

みはらし広場で先程のドーナツと酒まんで一休み。遠く大山や近く的小山田桜台を眺めながらのおやつは最高においしく感じられました。

小山田の谷や小山田の道を通り、

最終目的地大泉寺に着きました。大泉寺では住職さんのお話を伺うことが出来、とても古く由緒あるお寺だということを改めて知りました。実際に歩くと、目で見、肌で感じ、本当に発見することが多く、体にも良いと思います。ぜひ、会報裏表紙の地図を参考に歩いてみてください。また違う発見がありましたらご一報下さい。



みはらし広場にで一休み



税務署からのお知らせ

納税証明書を請求される方へ

1、納税証明書の種類

税務署で発行する納税証明書には、主なものとして次の種類がありますので、どの種類の納税証明書が必要となるのか、納税証明書の提出先などであらかじめ確認をお願いいたします。

- (1) 納税証明書「その1」…納付税額等の証明書
- (2) 納税証明書「その2」…所得金額の証明書
- (3) 納税証明書「その3」…未納の税額がないことの証明書
- (4) 納税証明書「その3の2」…申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（個人用）
- (5) 納税証明書「その3の3」…法人

税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（法人用）

2、納税証明書を請求する際に必要なもの

納税証明書を請求するために来署される際には、次のものをご持参ください。

- (1) ご本人（法人の場合は代表者本人）が来署される場合
- ① ご本人の印鑑（法人の場合は代表者の印鑑）
- ② ご本人（法人の場合は代表者本人）であることを確認できるもの（例えば運転免許証、健康保険証など。）
- ③ 手数料の金額に相当する収入印紙（手数料の計算方法は次頁の3を参照してください。）

- (2) 代理人が来署される場合（個人の場合はご本人以外のご家族、法人の場合は従業員も代理人となります。）
- ① ご本人（法人の場合は代表者本人）からの委任状

※代理人には納税証明書の使用目的を伝えておいてください。

- ② 代理人の印鑑
- ③ 代理人本人であることを確認できるもの（例えば運転免許証、健康保険証など。）
- ④ 手数料の金額に相当する収入印紙（手数料の計算方法は次頁の3を参照してください。）

最近納税したものに係わる納税証明書をご請求される場合には、その「領収証書」をご持参いただければ、お待ちいただく時間が少なくて済みま

すのでご協力をお願いします。

3、手数料の計算方法

(1)納税証明書「その1」及び「その2」の場合

納税証明書「その1」及び「その2」は、請求する税目及び年分(事業年度)ごとに1枚につき400円となります。(直近の3年(事業年度)分の請求ができます。)

請求する税目数×請求する年分数(事業年度数)×請求する枚数×400円
＝持参していただく収入印紙の額

(2)納税証明書「その3」、「その3の2」及び「その3の3」の場合

納税証明書「その3」、「その3の2」及び「その3の3」は、1枚につき400円となります。

請求する枚数×一枚につき400円＝持参していただく収入印紙の額

※以上により計算した手数料の金額に相当する収入印紙を事前にご用意ください。(税務署では収入印紙を取り扱っていません。)

災害により財産に相当な損害を受けた方が、その復旧に必要な資金の借入れをするために納税証明書を使用する場合や、生活の維持について困難な状況にある方が法律に定める扶助等の措置を受けるために納税証明書を使用する場合など、手数料を必要としない場合があります。詳しくは、収入印紙を購入する前に税務署へお尋ねください。

4、納税証明書の請求

前記1～3により、請求する納税証明書の種類の確認、請求する際に必要なものの準備ができましたら、納税証明請求書(税務署の窓口に着意されています。)に必要事項を記載し、税務署の窓口提出してください。税務署の窓口では、納税証明請求書の受付の際に、ご本人(代理人の場合は代理人本人)であることの確認を行いますので、ご承知おきください。

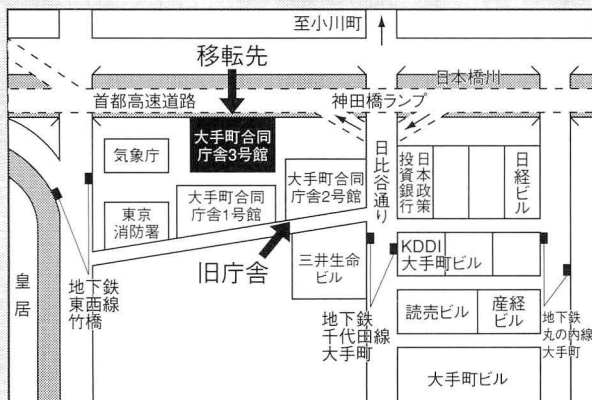
information

東京国税局の庁舎が移転しました

移転先

〒100-8102 千代田区大手町1-3-3
大手町合同庁舎3号館
電話:03-3216-6811

※郵便番号、電話番号、最寄り駅の変更はありません。



今後、決算期を迎えられる法人の皆様へ

税務署からのお知らせ

今後決算期を迎えられる法人に関する改正点と注意点をお知らせします。

(1) 同族会社の留保金課税の一部適用停止

次の青色申告法人については、2年間の措置として同族会社の留保金課税を適用しない特例が設けられています。

この規定は、平成12月4月1日から平成14年3月31日までの間に開始する事業年度分について適用されます。

①新事業創出促進法第2条第3項に規定する次のいずれかに該当する設立10年以内の同族会社
②新事業創出促進法第11条の3第2項に規定する認定事業者(主務大臣の認可を受けた計画に係わる新事業分野開拓を実施する者)に該当す

る同族会社

(注)この特例を受けるためには、確定申告書に新事業創出促進法に規定する中小企業者である旨を証する書類の写し等の添付が要件とされています。

(2) パソコン税制の廃止

取得価額100万円未満のパソコンや附属装置等の「特定情報通信機器」を平成13年3月31日までに取得してこれを事業の用に供した場合には、即時償却を認めるといいうわゆるパソコン税制が適用期限切れによって自動的に廃止になっています。

(3) 電子計算機の耐用年数の短縮

電子計算機の耐用年数(改正前6年)がパソコンについては4年、その他のもの(サーバー機や汎用機等)

業 種 区 分	資本金額等	従業員の数
ア 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (イからキまでに掲げる業種を除く)	(以下) 3億円	(以下) 300人
イ 卸売業	1億円	100人
ウ サービス業(カ及びキに掲げる業種を除く)	5千万円	100人
エ 小売業	5千万円	50人
オ ゴム製品製造業	3億円	900人
カ ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
キ 旅館業	5千万円	200人
ク 企業組合、協同組合、事業協同組合等	—	—

税務署からのお知らせ

については5年に短縮されています。

この改正は、平成13年4月1日以降に開始する事業年度分から適用されます。

(4)土地重課制度の適用停止期限の延長

土地重課制度は、平成10年度の改正によって平成12年12月31日まで適用停止となっていました。が、13年度の改正によって適用停止期限が平成15年12月31日までとなり、3年延長されています。

(5)有価証券を譲渡した場合の譲渡損益の計算方法及び計上時期

有価証券を譲渡した場合には、原則として約定日(取引日)において、譲渡対価の額から譲渡原価の額を控除した金額を益金又は損金の額に算入することになりました。

この改正は、平成12年4月1日以後に開始する事業年度分について適用されます。

ただし、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、売買目

有価証券の区分	評価額の計算
売買目的有価証券(短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券)	その売買目的有価証券を時価法(事業年度終了の時ににおいて有する有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄の同じものについて、その時における価額として一定の方法により計算した金額をもってその有価証券のその時における評価額とする方法)により評価した金額
上記以外の有価証券(売買目的外有価証券)	その有価証券を原価法(期末保有有価証券について、その時における帳簿価額をもってその有価証券のその時における評価額とする方法)により評価した金額(注)

的有価証券以外の有価証券の譲渡について、そのすべてを引渡基準によっている場合に限り、これまでどおり引渡基準による処理が認められます。

(6)有価証券の評価方法の整備

有価証券を次のように売買目的有価証券とそれ以外の有価証券に区分した上で、それぞれ期末の評価額の算定方法に関する規定が設けられています。

また、売買目的有価証券の時価による評価損益は益金又は損金の額に算入することになります。

(注)売買目的外有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(満期保有目的有価証券)については、帳簿価額と償還金額との差額の調整を加えた後の金額により評価した金額によります。



確定申告

初日提出に税務署を訪れた役員の方々が

法人会役員さんも 初日に 提出しました

2月18日の確定申告の受付開始日には、法人会はじめ、青色申告会、間税会などの役員さんが早期申告をしました。

各会の役員さんが申告書を提出するなか、法人会の受付では、法人担当の岩崎副署長が自ら申告書類に受付印を押していました。

町田法人会では、早期申告の重要



性をアピールするため、毎年早期申告に参加しています。

最近では、還付申告のために2月16日以前から税務署を訪れる方が年々増加しています。確定申告や相談で訪れた人々で、駐車場に設けられた「申告書自作作成コーナー」は大変な混雑でした。

平成
14年度

税制改正

法人会の要望事項



連結納税制度の創設のほか、中小企業等の税負担の軽減（同族会社の留保金課税、交際費課税）が実現！

平成十四年度改正では、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況のなか、連結納税制度が創設されるとともに中小企業関係税制、相続税制等で所要の措置が講じられています。法人会の税制改正要望の主な実現事項は、以下のとおりです。



③ 連結所得金額および連結税額の計算

● 連結所得金額および連結税額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、調整を加えた上で連結グループを一体として計算する。

● その上で、連結税額を連結グループ内の各法人の個別所得金額または個別欠損金額を基礎として計算される金額を基にして連結グループ内の各法人に配分する。

④ 適用関係

連結納税制度については、

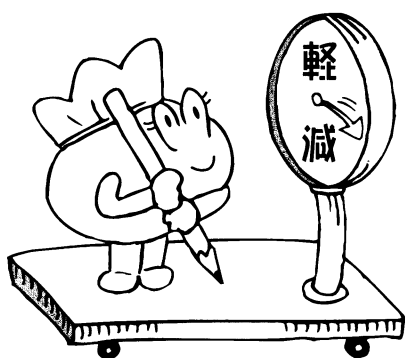
① 連結納税制度の創設

企業の円滑な再編を促し、国際的な競争力の強化を図るため、連結納税制度が創設されることになりました。

① 基本的な仕組み

企業グループ内の個々の法人の所得金額と欠損金額を

- 一、連結納税制度の創設
- 二、中小同族会社の留保金課税の軽減
- 三、交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引き上げ
- 四、取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の軽減措置
- 五、中小企業投資促進税制の拡充



中小法人にかかる留保金課税の税額については、二年間

2 中小同族会社の留保金課税の軽減

平成十四年四月一日以後に開始し、かつ、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用する。

⑤ 連結納税制度の創設に伴う財源措置

連結納税制度の創設に伴う税収減に対応するための財源措置（連結付加税二%および課税ベースの見直し）を講じ、二年後に改めて見直しを行う。

損金不算入額の算式

改正前

- 支出交際費が300万円以下の場合
支出交際費 × 20%
- 支出交際費が300万円超の場合
(支出交際費 - 300万円) + (300万円 × 20%)

改正後

- 支出交際費が400万円以下の場合
支出交際費 × 20%
- 支出交際費が400万円超の場合
(支出交際費 - 400万円) + (400万円 × 20%)

の措置として、その五%に相当する金額が軽減されることになりました。

③ 交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引き上げ

交際費等の損金不算入制度について、資本金一、〇〇〇万円超五、〇〇〇万円以下の法人にかかる定額控除限度額が四〇〇万円（改正前三〇〇万円）に引き上げられることになりました。

4 取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置

個人が相続等により取得した取引相場のない株式等のうち、会社の発行済み株式等の総数の三分の一以下に相当する部分について、以下の要件を満たす場合、当該相当する部分のうち三億円を限度として、相続税の課税価格の一〇%を減額する措置が講じられることになりました。

① 会社の発行済み株式等の総額（相続税評価額ベース）が一〇億円未満であること。

② 被相続人等が会社の発行済み株式等の総数の五〇%以上を有しており、相続人が引き続き有し、かつ、役員として会社の経営に従事していたこと。

なお、この減額措置を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用が停止

取得価格の最低限度額

改正前

230万円以上

改正後

160万円以上

※リースの場合：

(改正前) 300万円以上



(改正後) 210万円以上

5 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制について、中小企業が機械装置を取得し指定事業に供した場合に適用される特別償却（初年度三〇%）または税額控除（七%）の対象となる取得価格の最低限度額が引き下げられるとともに、適用期限が二年延長されることになりました。

されます。

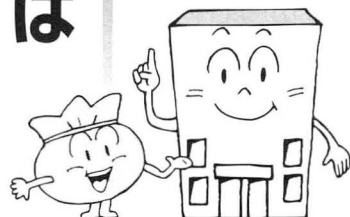
都内中小企業の賃金事情

7 8 9
4 ¥ 6
1

事務系男子
四十四・四歳、
勤続十三・七年で

平均賃金（所定時間内賃金）は

四二六、〇〇六円に



東京都産業労働局では、都内における中小企業の賃金等の実態を明らかにするため、毎年定期的に調査をしています。

事業主の皆様は、労務関係の資料として活用していただくために、調査結果（調査時点、平成十三年七月三十一日現在）を抜粋してお知らせします。

都内九ヶ所の労政事務所では、賃金、退職金等の労働条件や労使関係、勤労者福祉等、労働問題全般にわたって、いつでも相談に応じえています。資料の無料提供や労働講座も実施しています。利用してみたいかがでしょうか。

調査企業数 一、一一一社 賃金の分類

本調査では、労働協約や就業規則などで決まっている所定労働時間に対して支払われる賃金を所定時間内賃金として扱いました。

《所定時間内賃金》

基本給、年齢給、職能給、職務給、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当、役付手当、特殊勤務手当、技能手当、精皆勤手当、生産手当、個人能率給

《所定時間外賃金》

超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等

区分	営業・販売		事務系			技術系				生産系	
	営業	販売	一般事務	会計事務	営業事務 販売事務	機械技術	電機技術	情報処理技術	その他の技術	生産・作業	運搬・運搬
高校卒	166,988	164,433	165,366	166,569	164,438	167,469	165,991	170,253	162,075	166,002	164,886
高専・短大卒	180,160	177,208	177,548	180,848	177,133	176,236	181,419	183,111	179,461	176,563	184,422
専門学校卒	179,191	178,748	176,208	180,382	177,330	173,714	179,756	181,114	176,570	174,900	179,700
大学卒	201,038	197,825	197,534	200,806	198,561	200,000	202,286	205,437	200,175	196,685	191,362

（単位：円）

1

職種別初任給
（調査産業計）

区 分		平均 年齢	平 均 勤続年数	平均扶養 家 族 数	7月1か月の賃金		
					所定時間内	うち通勤手当	所定時間外
全常用 労働者	調査産業計	40.4	11.1	0.9	333,986	12,239	32,876
	男 子	41.8	12.2	1.0	361,338	12,234	35,840
	女 子	36.2	7.8	0.6	249,131	12,403	22,445
事務系 労働者	調査産業計	39.3	10.4	0.8	331,513	13,808	23,492
	男 子	44.4	13.7	1.1	426,006	14,445	25,012
	女 子	35.4	7.9	0.7	256,682	13,357	21,724
技術系 労働者	調査産業計	37.5	11.0	1.0	352,246	12,520	39,652
	男 子	38.2	11.7	1.0	363,293	12,481	40,850
	女 子	32.2	6.0	0.5	277,673	12,888	28,439
生産系 労働者	調査産業計	43.4	11.7	0.8	287,672	9,981	42,304
	男 子	43.6	12.1	0.9	301,648	10,322	45,239
	女 子	41.9	9.9	0.4	201,014	8,142	23,042
営業・ 販売系 労働者	調査産業計	40.6	11.4	1.0	375,891	13,130	22,047
	男 子	41.5	12.2	1.1	396,697	13,231	22,418
	女 子	34.9	6.3	0.4	249,013	13,061	18,228

七月一か月の賃金とは、六月の最終給与締切日の翌日から、七月の最終給与締切日までの一ヶ月間の賃金で、所得税、各種社会保険料等を差し引く前の金額をいいます。臨時に支給した賃金や賞与は含まれません。

2

七月一か月の賃金
（平均賃金）

3 モデル賃金

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した者が普通の能力と成績で勤務した場合に、当該企業の賃金規定および昇給事情のもとで、所定

時間内賃金の固定部分（通勤手当を除く）が勤続年に応じてどのように上昇するかを算出したものです。

本調査では、モデル条件に合致するものがいない場合には、

区分	年令	所定時間内賃金	上昇計数 (初任給=100)
高校卒	18	166,465	100.0
	30	255,153	153.3
	40	334,465	200.9
	50	400,717	240.7
	60	418,900	251.6
高専・短大卒	20	179,769	100.0
	30	259,344	144.3
	40	337,609	187.8
	50	406,926	226.4
	60	420,638	234.0
専門学校卒	20	179,051	100.0
	30	260,596	145.5
	40	340,482	190.2
	50	409,286	228.6
	60	422,106	235.7
大学卒	22	199,484	100.0
	30	272,731	136.7
	40	370,126	185.5
	50	449,863	225.5
	60	475,134	238.2

賃金規定や給与表などによってモデル条件に最も近い者を参考に、モデル年齢の者がいると想定して回答を求めました。
また、将来のベースアップについては考慮していません。

4 諸手当

(1) 役付手当

集計企業一、一一社のうち七・二％の会社で役付手当を支給しています。

同一役職で同一支給額を支給している企業の平均支給額は、部長職七二、四〇〇円、課長職四六、八〇〇円、係長職二〇、六〇〇円です。

(2) 住宅手当

集計企業のうち五五・二％の会社で住宅手当を支給していま

す。そのうち七三・七％は、住宅の形態に関わりなく一律支給をしています。

一律支給の場合は、世帯主（有扶養家族）一八、六〇〇円、単身世帯主一四、〇〇〇円でした。

住宅の形態別支給の場合は、世帯主（有扶養家族）

〈民営借家〉

三〇、七〇〇円

〈公営借家〉

二八、四〇〇円

〈持家〉

一八、二〇〇円

単身世帯主

〈民営借家〉

二四、九〇〇円

〈公営借家〉

二二、〇〇〇円

〈持家〉

一三、〇〇〇円

となっています。

(3) 家族手当

集計企業のうち、七・九％の会社で家族手当を支給しています。

家族構成に関わりなく一律に支給している企業の平均額は一〇、〇〇〇円。家族構成により支給している企業の場合は、

第一扶養（配偶者）

一〇、九〇〇円

第二扶養

四、六〇〇円

第三扶養

四、一〇〇円

第四扶養

三、九〇〇円

となっています。

手当



■都内労政事務所一覧

※町田出張所については、毎週火・木・金曜日（ただし、金曜日については担当者が出張することがありますので、午前中にご相談ください。）

所 名	住 所	電話番号	担当地域（会社所在地）
中央労政事務所	中央区新富1-13-14労働スクエア東京3F	(5543) 6110	千代田区、中央区、文京区、島しょ
大崎労政事務所	品川区大崎1-11-1ゲートシティ大崎ウエストタワー2F	(3495) 6110	港区、品川区、目黒区、大田区
新宿労政事務所	新宿区歌舞伎町2-42-10ハローワーク新宿ビル6F	(3203) 6110	新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
王子労政事務所	北区岸町1-6-17	(3900) 6110	豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区
亀戸労政事務所	江東区亀戸2-19-1カメラアプラザ7F	(3637) 6110	台東区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
三鷹労政事務所	三鷹市下連雀4-17-23	0422 (47) 6110	三鷹市、武蔵野市、調布市、小金井市、東村山市、西東京市、狛江市、清瀬市、東久留米市
立川労政事務所	立川市曙町3-7-10	042 (525) 6110	立川市、青梅市、昭島市、府中市、小平市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西多摩郡
八王子労政事務所	八王子市明神町3-5-1	0426 (45) 6110	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
町田出張労働相談所	町田市町田1-4-4町田市役所中町第二庁舎2F	042 (726) 1394	町田市

「平成13年中小企業の賃金事情」の調査結果につきましては、東京都産業労働局のホームページでもご覧いただけます。
(アドレス) <http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2001/12/60BCP500.HTM>

東法連 ビデオライブラリーを ご活用下さい

会員企業の皆様に無料でお貸しいたします

東法連（東京法人会連合会）では、会員企業の社員教育や経営実務、人事などを題材にした研修ビデオの貸出しを無料でしています。社内研修などにご活用下さい。

◆貸出本数・期間

1回につき5巻まで・2週間

◆送料

送付時は無料。返送時は利用者でご負担ください。

◆申込方法

以下の必要事項（6項）とご希望のビデオ番号を記入のうえ、FAXにて東法連事務局までお申し込みください。

町田法人会の会員であること・会社名・担当者名・送付先住所・電話番号・FAX番号・希望ビデオ番号（例：A-0101など。タイトルについては、東法連のホームページをご覧ください。町田法人会までお問合せください。）

◆人気ベスト5タイトル

- 1位 これだけは知っておきたい財務諸表の基礎知識
1～4巻（A-0101～0104）
- 2位 ビデオでわかるエクセル97
1～3巻（H-0901～0903）
- 3位 ビデオでわかるワード98
1～3巻（H-0701～0703）
- 4位 よくわかる資金繰り 1～2巻（A-0301～0302）
- 5位 米百俵！小林虎三郎の天命！（G-0601）

◆注意事項

無断で複製したり、営利目的のご使用は固くお断りいたします。

返却日は厳守をお願いします。返却日前でも見終わった場合は次にお待ちの方のため、早めのご返却をお願いします。

テープの取り扱いには十分ご注意ください。破損した場合は全額ご負担いただく場合があります。

内容については、定期的に販売元へ確認を行っていますが、法律の変更等により実状と異なる場合があります。あらかじめご了承下さい。

◇お申し込み・お問い合わせ先 （社）東京法人会連合会

Fax:03-3357-0772 Tel:03-3357-0771

編集 from the editors 後記

時代の変化期にあたり、どの業種でも大変な時と思いますが、どんな時代でも身体が一番の資本であることには間違いのないと思います。

2月5日の〈新春の集い〉の折、竹本先生は講演のなかで、生活習慣病は良い習慣で改善されるとおっしゃいました。生活習慣病を軽視せず、ひとつでもクリアすることで、明日への事業にも繋がるのではないでしょうか。

最近では二病息災と云われるそうですが、それも自己管理があつて云えることだと思えます。

「自分の身体は自分が一番知っている」と検査を怠って、判明した時は手遅れで5ヶ月で逝った連れ合いを持つていたからこそ皆様には、自己流でなく「正確な検査と自己管理」をお勧めしたいと思い綴りました。

（宮 和子）

発行人●（社）町田法人会 会長 八木 要 編集人●（社）町田法人会 広報委員会

東京都町田市森野1丁目9番20号 第二矢沢ビル4階 TEL: 042 (726) 2453 FAX: 042 (724) 5853

町田法人会ホームページ <http://www.hojinkai-machida.or.jp>

Eメール official@hojinkai-machida.or.jp

東法連・都内法人会の会員専用ページ ユーザー名: tohoren パスワード: 0771

本紙掲載の記事、写真の無断掲載を禁じます。

やる気が出てきます!



従業員の退職金準備に



法人会

特定退職金共済制度

制度の 特色

- 事業主が毎月一定の掛金を口座振替で振込み、退職金の支給は事業主に代って当共済会が行うものです。(いわば「確定拠出型」の退職金制度です。)
- 毎月の掛金は税法上、全額損金算入または必要経費として処理できます。
- 掛金は1口1,000円から30口30,000円まで任意(従業員1人当り月額)。

■制度の内容

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます(但し、年齢14歳6ヵ月以上70歳6ヵ月以下に限ります)。なお、掛金の払い込みは満75歳までとします。
- この制度に加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。但し、事業主自身、役員(使用人兼務役員を除く)、事業主と生計を一にする親族は加入できません。

- 中小企業退職金共済制度や適格退職年金との重複加入も認められています。

■退職年金による給付金の受け取り

退職給付金を長期(支給期間:5年もしくは10年)にわたり、少しずつ受け取ることもできます。(掛金払込み期間10年、年金年額24万円をともに超えている従業員にのみ適用)

■過去勤務期間通算のおすすめ

この制度に加入する以前の勤務期間を、10年を限度として遡及できます。(新規加入事業所のみ適用)

お問い合わせ・資料請求は

〈東京都知事認可〉
財団法人 **東法連特定退職金共済会**

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL. (03)3357-1641(代) FAX. (03)3357-1642

歩いてわかる新発見③

町田にこんなところ、あったの？

小山田緑地コース

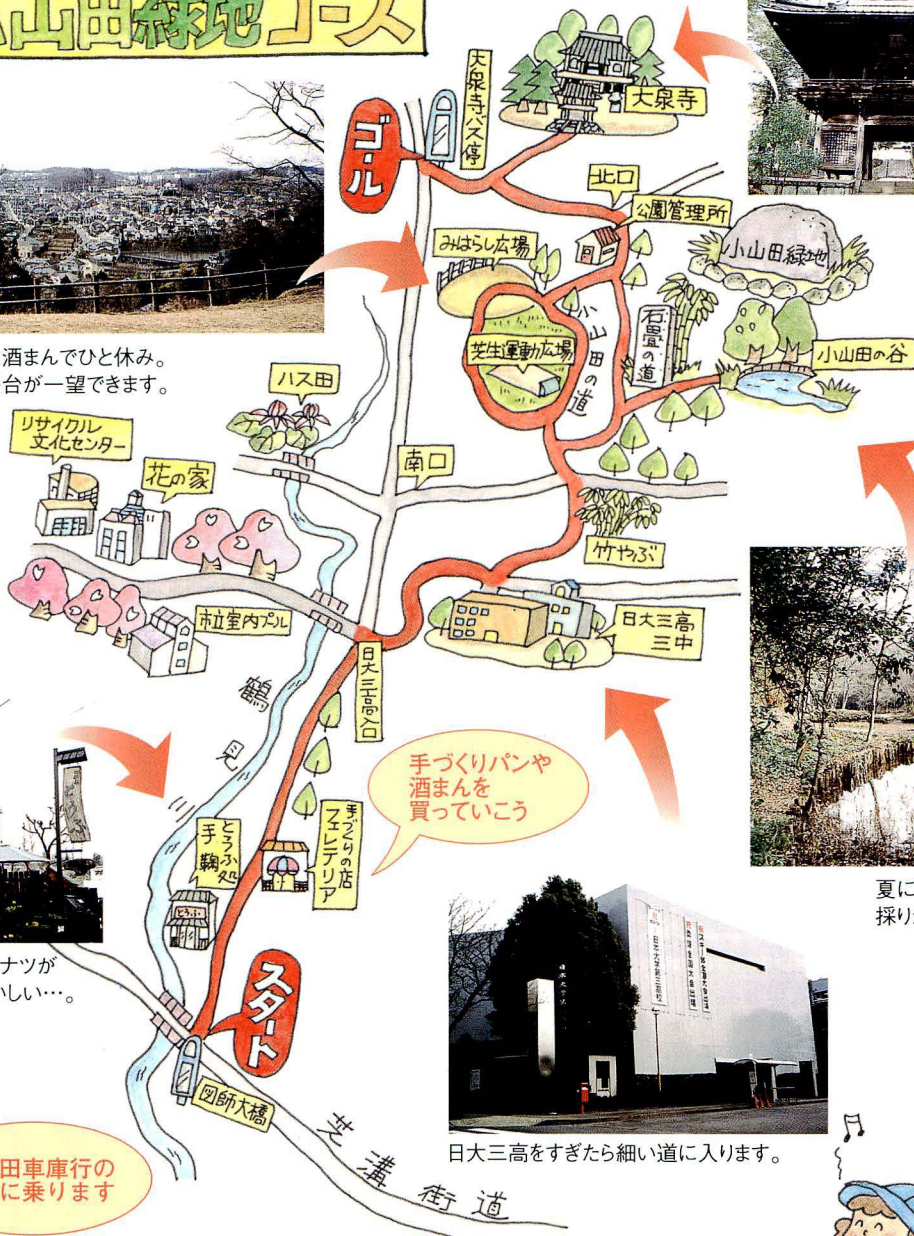
【4km・1時間30分】



ドーナツと酒まんてひと休み。
小山田桜台が一望できます。



慶応4年に建てられ600年が
ぎている山門には、十六羅漢
像が安置されています。



とうふドーナツが
とてもおいしい....



夏にはざりがに
採りができます。



日大三高をすぎたら細い道に入ります。

野津田車庫行の
バスに乗ります

